#### $\bigcirc$ 玉 土 交 通 省 令 第

号

 $\equiv$ 項 昭 兀 面 玉 0) 項 項 + 和  $\mathcal{O}$ 道 土 及 七 路 規 保 交 +定 存 第 条 U 法 通 12 等 第 兀 七 等  $\mathcal{O}$ 基 に + + 年  $\mathcal{O}$ 関 七 項 第 づ 法 お き、 条 係 け 律 部 項、 る 第  $\mathcal{O}$ 第 を + 令 並 情 百 改 兀  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 第三 報 八 正  $\mathcal{O}$ び 十 第 + す 整 に 八 通 号) 備 道 条 項 る 信 \_\_\_ 等 及 法 路 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 び 第 12 法 律 技 五 関 三 を 第 術 十 几 実  $\equiv$ 号 令 す 兀 +  $\mathcal{O}$ 施 利 及 項、 七 並 和 す てバ 条 用 75 令 る 第 第 年 12 12  $\mathcal{O}$ 几 を た 関 第 法 次 す 項 + 第 律 兀  $\Diamond$ る 七  $\mathcal{O}$ 第 十 七  $\Xi$ 道 第 条 ょ 項 法 八 + 路 律 条 兀  $\mathcal{O}$ ĺ 法 + + 第  $\mathcal{O}$ 亚 定 兀 号) 等 五 八 8 条 第 成 +  $\mathcal{O}$ + + 八  $\mathcal{O}$ 七  $\mathcal{O}$ 項、 部 六 第 五. 条 <del>\_\_</del>  $\equiv$ 十 部 を 年  $\mathcal{O}$ 改 法 第 項 第 五.  $\mathcal{O}$ 兀 正 律 並 施 す 第 + 第 行 び 項 る 七 に 12 几 百 法 第 条 伴 兀 民 + 律 + 間 兀 七  $\mathcal{O}$ 11 + \_ 条 九 事  $\mathcal{O}$ 十 号) 業 八 並  $\mathcal{O}$ 部 者 第 六 条 び 第 等 第 12  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 施 五. 道 が 条 + 及 行 行 路 項 に 第 う 法 び 伴 書 第 第 第

令 和  $\equiv$ 年 月 日

う

省

省

る

省

う

る

#### 玉 土 交 通 大 臣 赤 羽 嘉

道 路 法 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴う 国 土 交 通 省 関 係 省 令  $\mathcal{O}$ 整 備 等 12 関 す る 省 令

車 両  $\mathcal{O}$ 通 行  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ 手 続 等 を 定  $\Diamond$ る 省 令  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 条 に 改 車 正 両 す  $\mathcal{O}$ る。 通 行  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ 手 続 等 を 定 8 る 省 令 昭 和 三 + 六 年 建 設 省 令 第 + 八 号  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ 

ょ

う

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定 0 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 进  $\lambda$ だ 部 分を これ に 対 応 す る 改 正

で 改 改 L 後 正 欄 て 正 前 撂 に 後 欄 げ 掲 欄 げ る 12 にこ る 掲 そ げ 規  $\mathcal{O}$ れ 定 る 標 12 対  $\mathcal{O}$ 記 傍 対 象 部 線 応 規 分 す 定 に二 を Ś を 付 ₽ 改 重 L 正 又  $\mathcal{O}$ 傍 を は 後 線 掲 欄 を 破 げ 付 線 に て 掲 で L げ 1 た 井 な る 規  $\lambda$ だ 対 定 1 象 部 ŧ 規定とし 分  $\mathcal{O}$ 以 下 は  $\mathcal{O}$ \_ ように これ  $\mathcal{O}$ て 条 を 削 移 改 に 動 お め、 り、 L *\\* \ て 改 改 正 改 正 対 前 正 後 前 欄 象 欄 欄 規 及 に 定 び に 掲 掲 改 げ げ 正 کے る る 1 後 対 対 う。) 欄 象規定 象 に 規定 対 は、 応

で

改

正

前

欄

に

れ

に

対

応

す

Ś

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

を

掲

げ

て

7

な

1

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

は

これ

を加える。

## 改 正 後 改 正 前

## 第二条 (略)

(国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車)

するものとする。海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次のいずれにも適合第三条 令第三条第四項の規定による指定を受けた道路を通行する国際

#### (略)

一国土交通大臣が定める基準に適合するETC二・○車載器(有料工) 国土交通大臣が定める基準に適合する医療の取扱いに関する省令(平成十一年建設省令第三十八号)第四条第一項第一号に規定する事動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関するのであること。

# 第四条~第八条 (略)

(車両の通行の許可の手続)

## 第九条 (略)

## 一~四 (略)

(削る)

# 第一条の二 (略)

(国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車)

適合するものとする。
国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次のいずれにも第一条の三 令第三条第四項の規定による指定を受けた道路を通行する

#### 一 (略)

ができる装置をいう。)を搭載したものであること。 定する車載器であつて、無線の交信により通行経路を記録すること る省令(平成十一年建設省令第三十八号)第四条第一項第一号に規 道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関す 国土交通大臣が定める基準に適合するETC二・〇車載器(有料

# 第一条の四~第五条(略

(車両の通行の許可の手続)

## 第六条 (略)

を省略させることができる。 付の必要がないと認める書類の添付は は他の方法により当該書類の内容を確認することができるためその添え ない。ただし、道路管理者は、更新若しくは変更の申請であるため又の 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければなら

### 一~四(略)

いることを証する書面動車運送事業の許可を受けている者にあつては、当該許可を受けて到 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般旅客自

第十条 3 第十三条 第十二条 ものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により 五. 次のとおりとする。 める車両の幅、 認める場合は、この限りでない。 組織を使用しないで次の各号に掲げる事項を行わせることができると 電子情報処理組織を使用することが困難であり、かつ、 報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して行わせる 法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項に規定する電子情 あつては、指定登録確認機関)は、次の各号に掲げる事項については (電子情報処理組織の使用) (限度超過車両の通行の許可に係る車両の幅等の基準) 〈限度超過車両の登録に係る車両の幅等の基準 電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する 求め」という。) 法第四十七条の七第一項の規定による届出 法第四十七条の五の規定による申請 法第四十七条の十第一項の規定による確認の求め 法第四十七条の八第一項の規定による届出 (略) 三・五メートル以下 略 法第四十七条の六第一項第一号に規定する国土交通省令で定 国土交通大臣(指定登録確認機関が登録等事務を行う場合に 略 次に掲げる値以下 重量、 高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、 (以 下 電子情報処理 確 認 第七条 3 (新設) (新設) 六 (車両の幅等の基準) (略) (略) (略) (略)

長さ 高さ フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては二十一メートル セミトレーラ連結車にあつては百四十三・六トン フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては百六十三・六トン イ及びロに規定する車両以外の車両にあつては百三十五・一ト 四・三メートル以下 次に掲げる値以下

兀 1

イ及びロに規定する車両以外の車両にあつては十六メートル セミトレーラ連結車にあつては二十メートル

Ŧī. 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて十二メートル以下

(通行経路に係る記録の保存の方法の基準)

第十四条 国土交通大臣が定める基準に適合するETC二・○車載器を用いて行 める保存の方法の基準は、限度超過車両に搭載された第三条第二号の 法第四十七条の六第一項第二号に規定する国土交通省令で定

(新設)

われるものであることとする。

〈積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法の基準

第十五条 十第三項の回答の内容に従つて限度超過車両を通行させた日から一年合わせてこれらを明らかにできる書類を含む。)を、法第四十七条の める保存の方法の基準は、積載する貨物の重量並びに当該貨物の積卸 しの日時及び場所を明らかにできる書類(通行経路に係る記録と組み 法第四十七条の六第一項第三号に規定する国土交通省令で定

法第四十七条

(新設)

(新設)

間保存するものであることとする。

第十六条 (通行可能経路の有無の判定の方法) 法第四十七条の十第三項の規定による判定は、

は、

の十三第一項に規定するデータベースが整備されている場合にあつて 当該データベースを用いて行うものとする。

第十九条 第十七条 第二十条 第十八条 事項は、次の各号に掲げるものとする。 を明示し、これを行うものとする。 告を求める場合には、報告すべき事項、 とする。 びに法第四十七条の二第一項の規定による許可をした限度超過車両の の障害物、交差点の形状、橋梁の強度及び通行の規制に関する情報並 道路の構造に関する情報は、幅員、平面線形、上空にある橋梁その他 うことができるよう定めるものとする。 管理上必要と認められる道路について、 両の通行の状況及びその将来の見通しその他の事情を勘案して道路の (道路管理者への通知事項) (報告の徴収の方法) (判定に係る道路の構造に関する情報) (判定基準の策定の方法) 号までに掲げる事項並びに当該登録車両が通行した経路及び総重量 のであつたか否かの別 にあつては、 登録車両の通行が前号の回答の内容に従わないものであつた場合 数式を用いて算定する方法その他の定型的な方法により直ちに行 登録車両の通行が法第四十七条の十第三項の回答の内容に従うも 法第四十七条の十二第三項に規定する国土交通省令で定める 法第四十七条の十一第一項に規定する国土交通省令で定める 法第四十七条の十第四項に規定する判定基準は、 国土交通大臣は、法第四十七条の十二第二項の規定により報 高さ、長さ及び最小回転半径並びに当該許可に付した条件 当該登録車両に係る法第四十七条の五第一号から第三 同条第三項の規定による判定 報告の期限その他必要な事項 限度超過車 (新設) (新設 (新設) (新設)

第二十三条 兀 九 八 Ŧī. 事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 とする者(次項第八号において「申請者」という。)は、次に掲げる る情報は、判定基準に係る道路の路線名及び区間とする。 線名及び区間とする。 で定める事項は、登録車両の通行経路並びに判定基準に係る道路の路 十二条 (データベースに記録する情報) 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (指定の申請) び収支予算書 ずるもの 公表事項 面 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及 最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準 その他参考となる事項を記載した書類 道路交通管理業務の実施に関する計画を記載した書類 役員の氏名及び略歴を記載した書類 申請に係る意思の決定を証する書類 行おうとする道路交通管理業務の範囲 名称及び住所 申請者が法第四十八条の四十七各号に該当しない旨を誓約する書 現に行つている業務の概要を記載した書類 定款及び登記事項証明書 道路交通管理業務を行おうとする事務所の所在地 道路交通管理業務を開始しようとする年月日 法第四十八条の四十六第一項の規定による指定を受けよう 法第四十七条の十三第二項に規定する国土交通省令で定め 法第四十七条の十三第一項第三号に規定する国土交通省令 (新設 (新設) (新設)

2

を国土交通大臣に提出しなければならない。
による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書第二十四条 指定登録確認機関は、法第四十八条の四十八第二項の規定 (新設)(名称等の変更の届出)

所の所在地 関が行う道路交通管理業務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務関が行う道路交通管理業務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務一 変更後の指定登録確認機関の名称若しくは住所、指定登録確認機

一 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(国土交通大臣による登録等事務の引継ぎ)

務を行わないこととする場合にあつては、次に掲げる事項を行わなけ合及び法第四十八条の五十八第一項の規定により行つている登録等事第二十五条 国土交通大臣は、法第四十八条の五十第二項に規定する場

登録等事務を指定登録確認機関に引き継ぐこと。

ればならない。

機関に引き継ぐこと。
登録等事務に関する書類(電磁的記録を含む。)を指定登録確認

二 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(登録等事務規程の認可の申請等)

同項に規定する登録等事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出し規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る二十六条 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十二第一項前段の

なければならない。

国土交通大臣に提出しなければならない。
る認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を2 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十二第一項後段の規定によ

一 変更しようとする事項

(新設)

(新設)

第 七 六 五 四 五四 る事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 定める事項は、次に掲げるものとする。 一十七条 十八条 (帳簿) (登録等事務規程の記載事項 た年月日 た年月日 提供を受けた年月日 第一項の規定による届出を受けた年月日 法第四十七条の十一第四項の規定による情報の提供 登録又は法第四十七条の七第二項の規定による変更の登録を行 変更しようとする年月日 登録の申請又は法第四十七条の七第一項若しくは第四十七条の八 登録等事務を行う時間及び休日に関する事 変更の理由 法第四十七条の十 法第四十七条の十一第二項又は第三項の規定による判定基準等の 法第四十七条の十第三項の回答をした年月日及び当該回答の内容 確認の求めを受けた年月日 登録の内容 その他登録等事務の実施に関し必要な事項 手数料の収納の方法に関する事項 登録等事務の実施の方法に関する事項 登録等事務の実施体制に関する事項 登録等事務を行う事務所に関する事項 登録等事務に関する秘密の保持に関する事項 登録等事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項 法第四十八条の五十二条第二項に規定する国土交通省令で 法第四十八条の五十三第一項に規定する登録等事務に関す 一第四項の規定による情報の提供を行つた年月 項 の求めを受け 0 (新設 (新設

日及び当該提供の内容

当該通知の内容 法第四十七条の十二第三項の規定による通知を行つた年月日及び法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた年月日

<u>+</u> その他登録等事務に関し必要な事項

明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条の五要に応じ指定登録確認機関において電子計算機その他の機器を用いて ることができる。 十三第一項の帳簿(次項において「帳簿」という。)への記載に代え 項及び第三項において「磁気ディスク等」という。)に記録され、必 定の事項を確実に記録しておくことができる物(次項並びに次条第二 気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一 前項各号に掲げる事項が、 電子計算機に備えられたファイル又は磁

3 のファイル又は磁気ディスク等を含む。第三十三条第二号において同 指定登録確認機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同 登録等事務の全部を廃止するまで保存しなければならない

(書類の保存)

る書類で国土交通省令で定めるものは、 一十九条 法第四十八条の五十三第二項に規定する登録等事務に関 次に掲げるものとする。

- 前条第一項第一号の申請又は届出に係る書類
- 確認の求めに係る書類

提供に係る書類 法第四十七条の十一第二項又は第三項の規定による判定基準等の

法第四十七条の十一第四項の規定による情報の提供の求めに係る

六 五 法第四十七条の十二第二項の規定による報告に係る書類

その他国土交通大臣が必要と認める書類

前項各号に掲げる書類が、 電子計算機に備えられたファイル又は磁

(新設)

録をもつて同項各号に掲げる書類に代えることができる。計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記気ディスク等に記録され、必要に応じ指定登録確認機関において電子

- 定める期間保存しなければならない。おいて同じ。)を、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号にれた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。第三十三条第二号に3 指定登録確認機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行わ
- 有効期間が満了するまでの間 第一項第一号の書類 法第四十七条の四第三項に規定する登録の
- の日から五年間 の日から五年間 第一項第二号及び第四号の書類 法第四十七条の十第三項の回答
- 四 第一項第五号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報二 第一項第三号の書類 登録等事務の全部を廃止するまでの間の日から五年間
- 五 第一項第六号の書類 国土交通大臣が定める期間

告を受けた日から五年間

(不正登録車両の報告)

項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。 段により当該登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事第三十条 指定登録確認機関は、登録を受けた者が偽りその他不正の手 (!

- 登録車両に係る登録事項
- 一 偽りその他不正の手段

(指定登録確認機関に対する立入検査の証明書)

第三十一条 法第四十八条の五十五第二項の証明書は、別記様式第三に (新設)

よるものとする。

(登録等事務の休廃止の許可の申請)

による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請第三十二条 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十六第一項の規定 (1)

(新設)

(新 設)

第三十五条 一 取消しを受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては 合において、法第四十七条の九の規定により登録を取り消したときは 二 帳簿及び第二十九条第一項の書類を国土交通大臣に引き継ぐこと ばならない。 こととする場合を除く。)にあつては、次に掲げる事項を行わなけれ 第一項の規定により国土交通大臣が行つている登録等事務を行わない 書を国土交通大臣に提出しなければならない。 ものとする。 (限度超過車両の所有者等に対する立入検査の証明書) 一十四条 十三条 (指定登録確認機関による登録等事務の引継ぎ) 次に掲げる事項を指定登録確認機関に通知するものとする。 自動車登録番号をいう。) 登録の取消しの通知 にあつては、その期間 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合休止し、又は廃止しようとする登録等事務の範囲 登録等事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。 その代表者の氏名 取消しをした年月日 取消しに係る登録車両の自動車登録番号(道路運送車両法による その他国土交通大臣が必要と認める事項 休止又は廃止の理由 法第七十二条の二第三項の証明書は、 国土交通大臣は、指定登録確認機関が登録等事務を行う場 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十八第三項(同条 別記様式第四による 第九条 (新設) (新設) とする。 (立入検査の証明書) 法第七十二条の二第三項の証明書は、 別記様式第三によるもの

u	16	#				部元	周书	į.	產				- 1	:=:	19201	-	-	- 1	fine me		
前回	新規帥	自 法 计	87	通行区分		報		級重量	植物数	市中		他台		長衛衛星	車種区分	通行終了日	通行開始日		通路管理者		
		ш			CIN	0	36°						3	Ħ		惟	偷				
	8 8	野可番号	無			製山山		最遊軸距					10000	単名及び写式		<u>m</u>	200	×	5 A	<b>姓跌</b> 南南涌行	
			新又		9	) Te-	9	) TX-				- 3	35			ш	ш		Ž.	温行	
/	1/1	車両台数	社選用	通行器路数		最小回転华链		最小隣接軸距			· · · · · · · · · · · · · ·	2 N		担当者名	代表者名	会社名・氏名	住所		認定	許可	
	8 -0	総道行	瀬 班	遊	g	最大	g			品名		ā				24			1	田諸掛	200
		総通行経路数	3		×,	最大軸頂	3'8	路接伸重			8	瀬谷							8		受付番号
		滩				表						100		15	TE,			垂		_	10-0
		変更事由				是大幅市區		長さ				海际						m			
	- 6	.	ļ,		3K" 500		g			8 V		, v.						ш			

中間内容 通行終了日 道路管理者 通行開始日 新規時前回 無複数 通行区分 老師衛号 北西区分 彦 击 是重量 蠡 年月日 **車名及び室式** ଳ 撤 特殊車両通行 長強軸距 野馬舞号 製み 30 20 100 最小回転半径 最小學家書面 位 変 更 経 緯 事業区分 担当者名 代表音名 住所 郡 平 四 長河台数 会社名・氏名 斯斯 教徒 通行經路数 申請書( 品名 表 總通行經路數 极大軸盖 建设制度 声 声 最大輪荷重 麦更事由 声は 東京

(1) 計画試工は認定者(以下「本語」という。) の販売上の注意事項
1、本語の気件を受けす者は、指行中本語を回動事項に選べ付けなければならない。
2、本語は、本語に関係された主席以及かり事実には雇用することはできない。
3、通行に関し、本語に関係された主席以及かり事実には雇用することはできない。
4、通行が悪い、本語に関係された主席以及かり事実には発しまる。
6、表語に関係されたものは、通行機構等に表であった場合には、本部に関係されることがある。
6、日本語に関係されている連合には、通常機等等に表である。建設に関係されては必要には、通行機等等に表である。
7、日本語に関係されている連合には、通常機等等の場合に基づき最近には、通常機等を持ては、通常機等を持て、またに表することができる(なお、主席を受けて、多のの目のに関係により、本語を受け、の表現を受けているのと思い。
7、日本語・大田・「「「「「「「「「「「「」」」」
7、日本語・「「「」」
7、日本語・「「「」」
7、日本語・「「「」」
7、日本語・「「「」」
7、日本語・「「「」」
7、日本語・「「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」
7、日本語・「「」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「「」」
7、日本語・「」
7、日本語・「「」
7、日本語 書業技 新規制 許可証 総定書 の有効期間 通行終了日 過行開始日 100 英国番号 会区職員 特殊車両通行 彦 被服僚 許可 概定 する。ただし、別様の条件に従うこと。 \* 単名及び整式 帝: # 認定書 許可証 政治教育 高さ Ξ ≅ 最小器技術图 最小回転华侨 西运炸化 会社名・氏名 100 代表者名 联键 传教 通行経路数 市政者海市 10.00 Ē 最大軸部 報技術部 A de 市 部 日日 最大藝術館 なり

許可証 - の有効期間 - 認定書 上記の通り

許可 する。ただし、別紙の条件に従うこと。 勘定

道路管理者

推選

**四** (10)

	前田	新規時	申請內容		施	100	1 SH	哥	¥	自後数				并		黃	EL L'AMONTE	i i	通行開始日	
	324	4	華 春		通行区分		表		総重量	葵	声	产		年 報知事		長	10	*	長62日	
	30 43		ЛВ			CIR	(5)(3)	kg						長			4	R	推	
1			各集担境	79			融中		是這個質					車名及び型式	O HICKORY OF THE		2	ı	ы	特殊基何进行
			學	新文		CIE	_	CIN.			Ш						ı		ш	
	\	\	車両台数	乙は麥更	通行経路数	3	最小回転半箍		最小隣接物面		×	運動	West	公内機能	担当者名	代表者名	会社名・氏名	住所		認定
	1		裁議	莊 牌	影響	CIII	神	CIL	取		品名	ň					29			平照時
			被通行経路数			kg	級大樹蓝	kg	際領袖道		1	38								
			164				加				l	134			TBT	TEL			114	
			变更事由				最大輪荷重		THE CA+			## 0#							200	
						90° 92		CB											ш	

特殊車両通行

-

婴

聯

認定 라미

#

长・九 (器)

国土交通大臣

田

用用

日発 行 日限り有効

道路法 第48条の55第2項の立入検査員証

(第48条の55第1項関係)

代・因わンをメーマラー

る質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした 拒み、妨げ、着しくは忌難し、者しくは同項の規定によ 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を 五 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、 (泰) 日~1 下の割金に処する。

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以

に認められたものと解釈してはならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため 十証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならな

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示 1011年7年110日

書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ 務所に立ち入り、道路交通管理業務の状況若しくは帳簿、 要な報告を求め、又はその職員に、指定登録権関の事 きは、指定登録確認機関に対し道路交通管理業務に関し必 公正かり適確な実施を確保するため必要があると認めると 第四十八条の五十五 国土交通大臣は、道路交通管理業務の (熱和、茶槟株)

道路沿(按幹)

(新設)

様式第三

(表

所 官職 氏名

様式第三

略

(道路法施行規則の一部改正)

第二条 道路法 施 行 規 則 (昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄

に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

次の

表によ

り、

改正

前欄に

する市町村は、次に掲げる事項を記載した要請書を道路管理者に提出第四条の十の二 法第四十七条の六第一項の規定による要請をしようと(歩行安全改築の要請に係る様式)	とする市町村は、次に掲げる事項を記載した要請書を道路管理者に提第四条の十の二 法第四十七条の十六第一項の規定による要請をしよう(歩行安全改築の要請に係る様式)
5・6 (略) (単路台帳) (道路台帳)	(道路台帳) (道路台帳) (道路台帳) (道路台帳)
(道路の区域の決定等の公示) (道路の区域の決定等の公示) (道路の区域の決定等の公示) (道路の区域の決定等の公示) (道路の区域の決定等の公示) (道路の区域の決定等の公示) (道路の区域の決定等の公示) (道路の区域の決定等の公示)	(道路の区域の決定等の公示)  (道路の区域の決定等の公示)  (道路の区域の決定等の公示)  (道路の区域の決定等の公示)  (道路の区域の決定等の公示)  (道路の区域の決定では変更の公常に、 (略)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)  (本)
改正前	改正後

出しなければならない。

一~三 (略)

(交通確保施設)

設は、次に掲げるものとする。 第四条の十の三 法第四十七条の十七第二項の国土交通省令で定める施 第四条の十の三 法第四十七条の十七第二項の国土交通省令で定める施 第四条の

· 二 (略)

(法第四十七条の十七第二項の国土交通省令で定める要件)

的基礎及び技術的能力を有することとする。 件は、交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な経理第四条の十の四 法第四十七条の十七第二項の国土交通省令で定める要 第

(道路一体建物に関する協定の公示)

定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。 第四条の十一 法第四十七条の十八第二項の規定による同条第一項の協 第

一~三(略

(道路保全立体区域の指定等の公示)

の一以上の平面図、縦断図及び横断定規図に明示して行うものとする区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項を縮尺千分第四条の十二 法第四十七条の二十一第三項の規定による道路保全立体

-・二 (略)

の解除の公示は、前項第一号に掲げる事項について行うものとする。2 法第四十七条の二十一第三項の規定による道路保全立体区域の指定 2

(道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代第四条の二十五 法第四十八条の六十第一項の国土交通省令で定める団

しなければならない。

一~三 (略)

(交通確保施設)

| は、次に掲げるものとする。 | 第四条の十の三 法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める施設

· 二 (略

(法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件)

基礎及び技術的能力を有することとする。は、交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な経理的第四条の十の四 法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件

(道路一体建物に関する協定の公示)

の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。 第四条の十一 法第四十七条の八第二項の規定による同条第一項の協定

一~三 (略)

(道路保全立体区域の指定等の公示)

一以上の平面図、縦断図及び横断定規図に明示して行うものとする。域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項を縮尺千分の一、第四条の十二 法第四十七条の十一第三項の規定による道路保全立体区

一・二 (略)

解除の公示は、前項第一号に掲げる事項について行うものとする。2 法第四十七条の十一第三項の規定による道路保全立体区域の指定の

(道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体

団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、第四条の二十五 法第四十八条の四十六第一項の国土交通省令で定める

有しているものとする。 織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組

# (道路協力団体の指定)

び当該業務を行う道路の区間を明らかにしてするものとする。四十八条の六十一各号に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの及第四条の二十六 法第四十八条の六十第一項の規定による指定は、法第

(道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等)

工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。第四条の二十七 法第四十八条の六十一第二号の国土交通省令で定める

一~七 (略

○ (道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為

に限る。)とする。 為(当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うもの、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為は第四条の二十八 法第四十八条の六十四の国土交通省令で定める行為は

#### 一 (略)

を有しているものとする。組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるもの代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の

# (道路協力団体の指定)

及び当該業務を行う道路の区間を明らかにしてするものとする。第四十八条の四十七各号に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの第四条の二十六 法第四十八条の四十六第一項の規定による指定は、法

(道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等)

工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。第四条の二十七 法第四十八条の四十七第二号の国土交通省令で定める

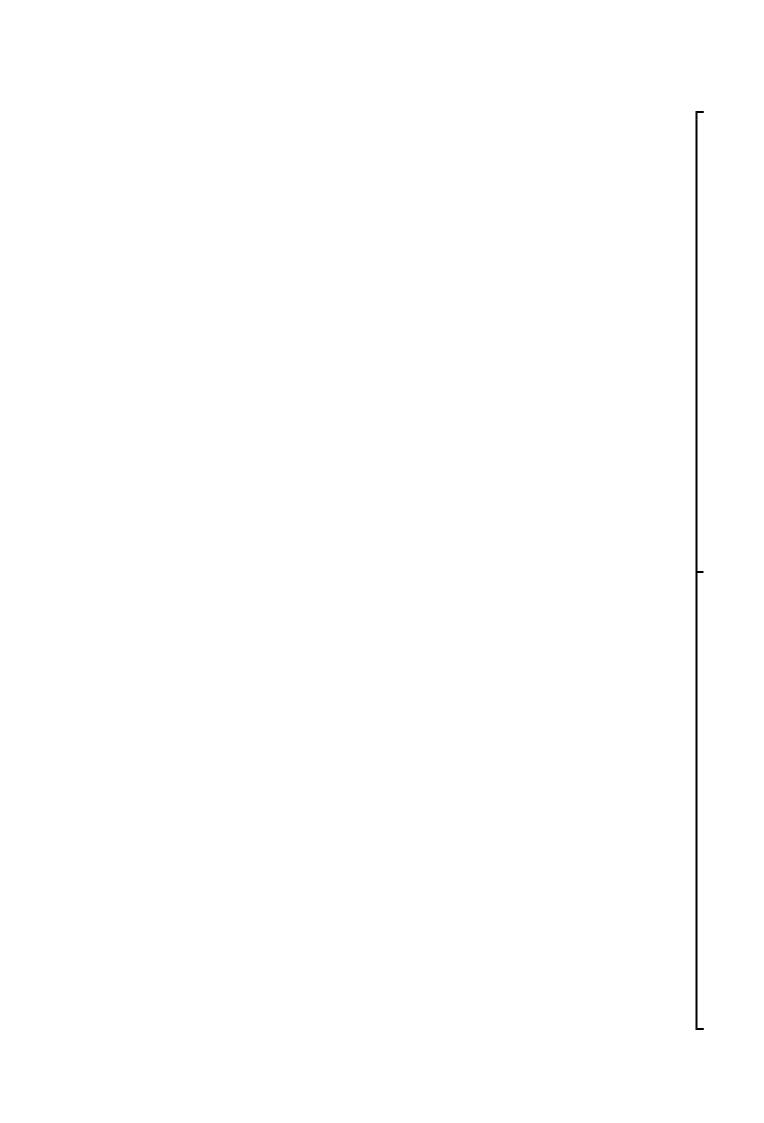
~七 (略)

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為

限る。)とする。(当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに、当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為は、第四条の二十八 法第四十八条の五十の国土交通省令で定める行為は、

#### (略)

一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事用施設、一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる不作物、物件若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げるの占用にあつては、法第四十八条の四十七第一号に掲げる光路で道路の指列のでは、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事用施設、一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事用施設、



(高速自動車国道法施行規則の一部改正)

第三条 高 速自 動 車 玉 道 法 施行 規 則 昭 和四 十六 年建設省令第十九号)の一部を次のように 改正する。

次 の 表 によ り、 改 正 前 欄に 撂 げる 規定の 傍線を付 した部分をこれに対応する改正 後欄 に 掲げる規

定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(立体的区域を表示する図面の縮尺)	(立体的区域を表示する図面の縮尺)
第四条 高速自動車国道の区域を高速自動車国道法(以下「法」という 第四条	第四条 高速自動車国道の区域を高速自動車国道法(以下「法」という
。)第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法(	。)第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法(
昭和二十七年法律第百八十号)第四十七条の十七第一項の規定により	昭和二十七年法律第百八十号)第四十七条の七第一項の規定により立
立体的区域とした区間について、当該区域を表示する図面の縮尺は次	体的区域とした区間について、当該区域を表示する図面の縮尺は次の
。 の各号に掲げる図面について、それぞれ当該各号に定める縮尺とする	各号に掲げる図面について、それぞれ当該各号に定める縮尺とする。
一~三 (略)	一~三(略)

玉 土 交 通 省  $\mathcal{O}$ 所 管 す Ź 法 令 12 係る 民 間 事 業者等 が 行う 書 面  $\mathcal{O}$ 保 存 等 に お け る 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利

用に関する法律施行規則の一部改正)

第 四 条 玉 土交 通 省  $\mathcal{O}$ 所 管 す Ś 法 令に 係 る 民 間 事 業者 等が行う書 面 の保 存等 12 お け る 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技術

 $\mathcal{O}$ 利 用 に 関 す Ś 法 律 施 行 規則 平 成 + 七 年 玉 土 交通 省令第二十六号) 0) 部を 次 0 ように 改 正 する。

後 欄 に 撂 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 进  $\lambda$ だ 部 分  $\mathcal{O}$ ょ うに 改 め る。

次の

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を

付

L

又

は

破

線

で

囲

んだ

部

分をこれ

12

対

応す

Ś

改正

			_			尼门	
(略)	二十八号) 二十八号) 車両の通行の許可の手続等を定め	和三十二年運輸省令第三十号)危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭	(略)	十号) 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世	(略)	別表第一(第三条及び第四条関係)	改 正
(略)	第十五条	五条第二項第百三条第四項及び第二百三十二	(略)	十七条の十第七項第四十七条の二第六項及び第四	(略)		後
		チn <i>台</i>	= 	上、		別	
(略)		十二年運輸省令第三十号)物船舶運送及び貯蔵規則(昭	(略)	十号)	(略)	別表第一(第三条及び第四条関係)	改正
(略)		五条第二項第百三条第四項及び第二百三十	(略)	第四十七条の二第六項	(略)		前

四月一日)から施行する。

この省令は、 道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (令和四

年